

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について

「健康食品」については、近年その利用が増えているが、健康被害事例が報告される例も出てきており、摂取に当たっては国民がそれぞれの食生活の状況に応じた選択をし、適切に利用する必要がある。

このような趣旨から、今般の「健康食品」に係る制度の見直し等を踏まえ、「いわゆる健康食品」(健康に関する効果や食品の機能等を表示して販売されている食品であって、保健機能食品でないものをいう。)の表示に係る従来の通知を見直し、別添のとおり「「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針」として整理したので、この指針に沿った適切な表示が行われるよう貴管下事業者等に対する周知指導方よろしくお願いする。

なお、これに伴い、「健康食品の摂取量及び摂取方法の表示に関する指針について」(昭和63年11月30日付け衛新第19号厚生省生活衛生局長通知)及び「健康食品の摂取量及び摂取方法の表示に関する指針等について」(昭和63年11月30日付け衛新第20号厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長通知)は廃止する。

「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針

1 目的

この指針は、健康に関する効果や食品の機能等を表示して販売されている食品であって、保健機能食品でないもの(以下「いわゆる健康食品」という。)の表示について定め、過剰摂取による健康被害等を防止するとともに、消費者の「いわゆる健康食品」の適切な利用に資することを目的とする。

2 表示事項

「いわゆる健康食品」は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の法令で表示することが定められている事項の他、次に掲げる事項を表示すべきであること。

(1) 一日当たりの摂取目安量

当該食品が含有する成分に応じ、安全性試験データ、通常の食生活における当該食品の摂取量等科学的根拠に基づき設定すること。安全性試験データを根拠に設定する場合は、当該食品が含有する成分と同一の成分が他の食品によっても摂取され許容量を超えることがないよう、また、摂取者の個人差等を考慮した十分な安全率を見込むこと。

なお、当該成分が経口摂取の医薬品として用いられることがあるものについては、原則として医薬品として用いられる量を超えないように設定すること。

(2) 通常の形態及び方法によって摂取されないものにあつては、摂取の方法

当該食品の形状、成分、消化吸収性等の食品特性を考慮し、適切な方法を表示すること。

(3) 摂取をする上での注意事項

過剰摂取等による健康被害の発生が知られているもの又はそのおそれがあるものは、その旨を表示すること。ただし、「過剰に摂取することにより健康に障害を与えることがあります。一過性ですので心配はありません」等の表示はしないこと。

また、医薬品等との相互作用や特定の疾患がある人への注意が必要なものについては、その旨を表示すること。

(4) バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

バランスの取れた食生活に関する普及啓発を図るため、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示すること。

3 表示方法及び留意事項

- (1) 表示事項は、容器包装の見やすい箇所に邦文をもって明瞭に表示すること。なお、添付する文書への記載をもって代えることができる。
- (2) 表示は、原則として日本工業規格Z 8 3 0 5 (1 6 9 2) に規定する8ポイント以上の大きさの統一の取れた活字で行うこと。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては、日本工業規格に規定する5.5ポイント以上の大きさの統一のとれた活字で行うこと。
- (3) 摂取をする上での注意事項等の表示に当たっては、独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページに開設された「健康食品」の安全性・有効性情報 (<http://www.nih.go.jp/eiken>) 等の科学的かつ客観的な情報データベース等を活用すること。なお、当該情報は素材に関するものであり、個々の品質に左右される個別の商品の有効性を証明するものではないことに十分留意すること。
- (4) 表示の根拠等については、事業者のホームページ等において消費者に対して積極的に情報を開示すること。
- (5) 表示事項は、医薬品の用量等の表示及び特別用途食品の表示と誤解されないよう配慮すること。